

䩗海市加らの相卧に対して，以下かとおり取り倣いを整理し，同市あで回答する。
平成21年8月3日


1 相棪内容…加維のとおり

2 回答（案）
－法第 80 采（報告，知告，援助等）により報告等を求める対象となる者は「この法律に よる許可又は…を受け応者」であるため，当初の許可等を受けた者のほか，法第44条または第 45 条により地位の承継を受けた者でなけねばならないものと考えられる。
－法第 81 条（監督処分等）により是正命令等を受讨る対条となる者は，法第 80 条より も広義に設定を桃でたり，敨可を受けた内容により法第 81 条第 1 項各㝵に該当するこ とが明らからあある者の活か，法第80条により阡可を受け在者加ら求め长報告内容によ
 （法第82条（立入検査）による扱いも同竘）


 た者から加らの者の閏占報告させることが必要であると考古られる。またその際，虚㛿の報告をした者については法 93 条第1項第二号により莭則が科せられることを团示するごとが望ましい。

以上
（3）दals





県が行なった 80 条報告， 81条命令について全て
四宛てに実施している。

## 虙市計画洇

## （報告，勧告，援助等）

第八十条 国土交通大臣忟国の機関从外の施行者に対し，都道府県知声な施行者である市町村又はこの法律の規定による許可，認可若しくは承認を受けた者に対し，指定都市等の受はこの法律の規定による辡可又は秉認を受けた都に対し，この法裙の施行のため必要な
 ができる。

## （監督処分等）

第へ十一名 国土交通大臣，都道府県别事又は指定都市等の長は，次の各号のいずれが ，該当する者に対して，都市計画上必要な限康においで，この法律の規定けよってした餉可，認可著しくな承認（部市計画の決定文恃変更に係石ものを除く。以下この条において同 じ。）を取り消し，湾更し，その効力を停止し，その条件を変更し，若しくは新たた条件 を付し，又は工事をの他の行为の停止を命じ，若しくは相当の期限を定めて，建䉒物その他の工作物苦しくは物件（以下この条において「エ作物等」という。）の政築，移転若しく は除却その他違反を是正するため必要な措置をとることを命ずることができる。 －この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくはこれらの規定に著づく処分に，革反した者又忙当該譈反の晏実を知つて，当該違反に係る土陫若しくはエ作物等を蘭り受け，若しくは貨貸備きの他により当該速反に倸る土地茬しくは工作物等を惯用する権利を取得した者
こ この祬律蓸しくはこの法律に基づく命令の規定若しくはこれらの規定に基－つく処分に
 ないで自らその工事をしている者若しくはした者
三 この法律の規定による許可，認可又は倳認れ付した条件に连反している者
四 䟭欺その他不正な手段により，ごの法律の規定による許可，認可又は事認を受けた者

第九十三亲 次の各号の一に淁当する者は，二十砃以下の䀎金に処する。
一 第五十八条の二第一項又は第二項の規定に違反して，届出をせず，又は虎綗の届出斑 した者
二 第八十染第一項の規定による報告又は资料の提出を求められて，報告若しくは汒筫料の提出をせず，又は虚俭の報告若しくは資衼の提出をした者
三 第八十二条第一頃の規定による立入検查を拒み，妨げ，又は忌避した者

## 廑莱物の処理及ざ清掃に䦎する法律

（報告の澈收）

 しくね主処分を業とする者，一般路荲物処理施設の設㯰者（市町村か力第六条の一第一項の梘





 る土䖯の形質の変更に関し，必要な報告を求めることができる。


－熱海市日金町の宅地造成許可済地における，解体工事中途めコンタリート廃㐮物がラを早期に敵志させるえめの前段として，8／10頃に㧥掃法18条による報告を求める。
－報告の目的は，今後の是正指導にかかる公文眷の宛先を䋁一ずるためのものであり，関保の建いのある下侊の普（1）～（8）より，主要な乎業者を眀示して報告させるものである。
（2）（宅地造成䇢可 造成主）

お世話になっでおります。
熱海市ま゙ちづくり踝のにでございます。
7月1．日に㴔議させて頂いた。－の件で下記のとおり指導 したいと思いますがいかがでしょらか？
 とあり，（洔対象外となる。現時点では，法第80集（報告，

そこで，任意書式により～て対し各閒発行為に関与して いる事実を書面により微収して，実質的開発者として法第80条及び第81条の対象として指導できないからどうか種討しています。

この方法が可能かどらが教教示願います。
※見在破産の影響で資金調達に苦慮してお り，各現場はストップして再開の目途も立っていまません。又社員も，2～3名 しかいない状況であると報告を受けております。
第18条第1項して基がく報告の微収を行ら予定です。これしに阱せて当市は間発行為に関与しているかどらかの報告書の幑収を行いたいと思ってなりま す。

宛先：＂トチタイサクシッ＂＜tochitaisskuほpref．shizuoka，lg．jp〉

いつもお姏話になっておりなす。
つ件で相償があります。
よろしくお願いし豈す。
（以下，睪名です）

T 413 －8560
勃海市中央町7番1号
熱海市设所 書設部
まちらくり課
TEL 0557－86－63BB
FAX 0557－86－6416
E－mail machizukurifacity．atani．shizuoka．Jp


BA．81条対象横討．doc

